■施策体系の組み換えイメージ

資料6

【第二期】

基本理念　子どもを生み育てやすく子どもがのびのび健やかに育つまち

基本目標Ⅰ　子どものための教育・保育を推進します

1．就学前教育・保育の推進
（1）就学前教育・保育の推進
①就学前の幼児教育・保育施設の整備を進めます
②就学前施設での多様な取組みを充実します
③就学前教育・保育の質の維持・向上に努めます

（2）保幼小連携の強化
①保育士・教職員同士の情報交換
②子どもが就学をイメージできる機会を充実します

2．学校における子ども・子育て施策の推進
（1）生きる力を育む学校教育の推進
①生きる力の育成に向けた教育内容の充実や多様な体験活動を進めます
②開かれた学校づくりを推進します
③教育施設の整備を進めます
④中学校区における小・中連携を進めます

（2）次代の親を育むための支援
①次代の親育成を推進します
②キャリア教育を推進します

3．新・放課後子ども総合プランの推進
（1）新・放課後子ども総合プランの推進
①放課後児童会を推進します
②放課後子ども教室を推進します

4．公共施設などにおける子ども・子育て施策の推進
（1）体験・交流活動の充実
①多様な交流・体験活動、社会参加の機会を充実させます
②読書活動を推進します

（2）子どもの遊びや活動の場の整備
①安全で安心できる遊び場環境の整備に努めます
②地域のスポーツ活動を推進します
③地域の活動団体への支援を充実します

（3）青少年が健全に育つ環境づくり
①子どもを取り巻く有害環境対策を推進します
②子どもの郷土愛を醸成します

基本目標Ⅱ　地域やご家庭での子育て支援を推進します

1．子育てに関する不安・負担の軽減に向けた支援
（1）地域での子育て支援サービス等の充実
①子育て中の親子が気軽に集まれる場・機会を充実させます
②育児援助を充実します

（2）子育てに関する情報提供・相談支援の充実
①わかりやすく、伝わりやすい情報発信に努めます
②相談体制の充実、機能強化を図ります
③妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進します

（3）子育て支援ネットワークづくり
①子育てに関するボランティア活動等を支援します
②関係機関・団体の機能強化と連携により、地域の教育力・子育て支援を充実させます

2．子育て世帯の生活に関する支援
（1）生活に関する相談支援の実施
①生活に困窮している世帯に向けた相談支援を実施します

（2）生活に関する経済的な支援の実施
①生活保護制度の適切な運用を推進します
②各種手当・補助金等の支給を行います

（3）ひとり親家庭等への支援の推進
①ひとり親家庭等への自立支援を充実します

（4）子どもの貧困対策の推進
①子どもの貧困対策に関する支援を推進します

3．子どもと保護者の健康づくりの推進
（1）母子保健サービス等の充実
①妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導を充実します
②健康診査等体制を充実します
③食育を推進します

（2）思春期保健対策の充実
①思春期保健対策の強化・充実を図ります

（3）医療体制の充実
①安心して生み育てられる医療体制の充実を図ります

4．配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援
（1）児童虐待防止への取組みの強化
①児童虐待防止に関する情報提供や啓発を充実します
②児童虐待防止に向けた体制を強化します

（2）障害のある子どもと家庭への支援
①療育体制の充実、障害児の居場所を確保・充実します
②一人ひとりの状況に応じた支援教育やインクルーシブ教育を推進します
③障害児の家庭への支援を充実します
④障害児支援のネットワークを強化します

基本目標Ⅲ　子育てのしやすいまちづくりを推進します

1．子どもや子育てに対する理解の促進
（1）子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる意識づくり
①子どもの人権に関する情報提供や啓発を進めます
②人権に関する相談支援体制を充実します

（2）ワーク・ライフ・バランスの推進
①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めます
②庁内における男女共同参画の推進体制を構築します

2．子育ち・子育てにやさしいまちづくり
（1）防犯・防災対策、交通安全対策の推進
①地域と協力した防災活動や防犯体制を強化を推進します
②子ども等への防犯・防災教育を推進します
③子ども等の交通安全対策を充実します

（2）子育てバリアフリーの推進
①福祉のまちづくりを進めます
②安全・快適な歩行空間の整備を進めます
③子育て家庭に配慮した居住空間の整備を進めます

【第三期】（案）

承継

基本理念

子どもを生み育てやすく子どもがのびのび健やかに育つまち

基本目標Ⅰ　安心して子どもを生み育てることができるまち

1．お母さんと赤ちゃんの健康を守ります

こどもの誕生前後 ↓ 乳幼児期

基本目標Ⅱ　すべての子育て家庭に寄り添うことができるまち

1．就学前教育・保育を推進します

2．子育てサービスを充実します

3．子育て支援のネットワークを強化します

幼児期

基本目標Ⅲ　子どもの生きる力を育むことができるまち

1．学校教育を推進します

2．放課後児童対策を推進します

3．学びの機会を充実します

学童期

基本目標Ⅳ　支援が必要な子どもや家庭をサポートできるまち

1．児童虐待防止の取組を充実します

2．障害のある子どもと家庭を支援します

3．子どもの貧困対策を推進します
～子どもの未来応援プラン～

4．ひとり親家庭等の自立を促進します
～ひとり親家庭等自立促進計画～

5．課題を抱える子育て家庭を切れ目なく支援します

基本目標Ⅴ　子育て・子育ちにやさしいまち

1．子育てに関する理解の促進を図ります

2．暮らしやすいまちづくりを進めます

こども大綱等を踏まえ、“ライフステージに応じた取組”や“ライフステージを通した取組”がそれぞれイメージできるよう整理しています。

ライフステージ縦断的